

## 議案第10号

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例（昭和61年条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

取手市緑の審議会の委員について、継続して審議が必要な案件に対応し、より充実した審議を行う体制を構築することを目的として、委員を再任することができる規定を追加するとともに、保存樹木等が滅失・枯死した場合の指定の解除に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例（昭和61年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任期)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>(保存緑地の指定の変更及び解除)</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>(保存樹木等の指定の変更及び解除)</u></p> <p><u>第24条の2 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは遅滞なく届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 保存樹木等の所有者等に変更があったときは、所有者等又は新たに所有者等となった者が遅滞なく届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、指定した保存樹木等が滅失し、若しくは枯死したとき、又は公益上の理由その他特別の理由によりやむを得ないと認めるときは、指定の変更又は解除をすることができる。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定により指定の変更又は解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。ただし、保存樹木等の滅失又は枯死により指定の解除をしようとする場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>5 市長は、保存樹木等の滅失又は枯死により指定の解除をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6 市長は、第3項の規定により指定の変更又は解除をしたときは所有者等に通知するとともに、当該変更又は解除をした保存樹木等の所在地、範囲等を公告しなければならない。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>(変更及び解除)</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p>

ならない。

(規定の準用)

第 25 条 第 12 条第 2 項及び第 5 項, 第 13 条から第 17 条まで, 第 19 条, 第 20 条並びに第 22 条の規定は, 保存樹木等に準用する。

(規定の準用)

第 25 条 第 12 条(第 1 項を除く。)から第 19 条まで, 第 20 条第 1 項及び第 22 条の規定は, 保存樹木等に準用する。

#### 付 則

この条例は, 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。